

第2回松本市災害廃棄物処理計画改定専門部会 議事録

日 時：令和6年10月7日（月） 午前10時00分～11時20分

場 所：東庁舎4階 第3委員会室

内 容：災害廃棄物処理計画の見直しについて
次回の専門部会について

出席者：（委員）野見山委員、梅崎委員、宮澤委員、野村委員、高橋委員、小川委員
（事務局）

＜環境・地域エネルギー課＞鈴木課長、大野課長補佐、金井主査

＜環境保全課＞花村課長、下田課長補佐

＜環境業務課＞林課長、青木係長

＜廃棄物対策課＞徳永課長、堀内課長補佐

＜危機管理課＞伊東課長、太田課長補佐

1 開会（司会：環境・地域エネルギー課長）

2 議事

議題（1）災害廃棄物処理計画の見直し素案について（環境・地域エネルギー課）

【質疑応答】

（委員）まず細かいことですが、6ページですね、新しい方の6ページ。気象統計ですけど、これ2020年版が出ておりますので替えていただきたいと思います。これは些細なことですが、替えるだけですけれど。

あともう一つですね、15ページ、新しい方の15ページですが、1000年に1回の雨に対応するということで、確率降水量が書かれています。長野県の707ミリ、あと国土交通省のところは千曲川ですけど、396ミリ、この707ミリという数字なんですけど、数字自体を否定するものではないですけれど、こういった確率量の統計というのは、いろんな手法があっていろんな数字が出て来て、確立された手法がないんですね。ですからこの707ミリも、ここに書くか書かないかは別として、どこで計算されたどういうものなのかというのを、事務局で持っているだけでもいいかもしれないですけど、その辺をはっきりさせておいた方がいいと思います。そうじゃないと数字だけが独り歩きして、ここまで降らなきゃいいんだと誤った誤解を与えたりとかそういうこともありますので。この辺のかなり大きな数字が出ていて、たぶん一般の方は想像できない大きな数字

なので。その辺、こういうことからこういう計算がされてますよっていうのをやはり持っている必要があると思います。

（部会長）ごめんなさい、今1番のあれですね。ご指摘のところですね。別紙1の。

（委員）別紙1というか。

（部会長）今どっちで行こうかと思ったんですけど、たぶん今日は多いので、別紙1に関する数字のところを今ご指摘いただいています。すみません、そうしたら別紙に沿っていきましょうか。

今1番についてご指摘でした。まずこれ事務局からお願いします。707ミリのものですね。いろんな数字があるってことで、それを何から引っ張ってきているかってことですかね。

（環境・地域エネルギー課）次回までに確認します。

（委員）載せるか載せないかは別問題ですけど、事務局側は知っていなきゃいけない話ですね。

（部会長）じゃあ引用か何か入れればいってことでしょうかね。

（環境・地域エネルギー課）出典先を把握するような形にしますので、よろしくお願いいたします。

（部会長）ありがとうございます。1番について今ご指摘いただきました。他の方、1番についてはいかがでしょうか。まずはこの変更点1についてですけど。各委員ご意見ないでしょうか。大丈夫ですか。

（委員）はい、結構です。

（部会長）こちら、よろしいですか。

ありがとうございます。そうしたら、今度は別紙1の2に参りましょうか。これは片付けごみと災害廃棄物ということですか。これは特に問題ないでしょうか。文言の修正ということですので、これはよろしいでしょうかね。

（委員）よろしいでしょうか。

（部会長）はい、お願いいたします。ありがとうございます。

（委員）後で出てくる土砂災害にも関連するんですが、対象物として、土砂というのは実際どうなるんでしょうか。斜面が崩れた土砂を住民の方が対応できるかっていうのはありますが、例えば家屋の中に入った泥土とか、そういう処理っていうのはどういうふうになりますでしょうか。対象物の中にそういうのが無かったんですけど、そこはどのように考えられてるんでしょうか。15ページの表ですけど。17ページですか、この資料でいくと。

（部会長）新しい方だと17ページになりますか。

（委員）はい、17ページです。

（部会長）災害についても、土砂災害を入れていただいています、この辺りは。

（委員）廃棄物というのに馴染まないんですか、もしかすると。

（部会長）はい、今ご回答いただきます。

（環境業務課）土砂の扱いにつきましては、先程会話の中で出ています通り、17ページの注釈欄のところに、「土砂、流木そのものについては廃棄物ではない」という形で整理はさせていただいているんですけど、フロー図、今後更新していくフロー図の方で、土砂の取り扱いについても記載をしていく予定なので、ちょっと改めてそちらの方で示しをさせていただこうかと思えますけれども。よろしくお願いいたします。

（部会長）フロー図には入るけど、対象からは入れるか入れないか、ちょっと整理いただいた方がいいかも知れないですね。そういうことでもよろしいでしょうか。

（委員）はい、たぶん洪水とかそこも問題になると思うので、欄外より、中に分かるようにした方がいいような気がしますけど。よろしくお願いいたします。

（部会長）はい、じゃあそこも併せて次回までにご検討いただくということでお願いしたいと思います。はい、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（委員）発言しても大丈夫でしょうか。

（部会長）はい、よろしくお願いいたします。

（委員）はい、ありがとうございます。今の、土砂もそうですし、そうですね、その土砂やいろんな種類の廃棄物が混ざってしまうということも災害時にはあるかと思うんですけども、その点を17ページの表1.5.1の下注釈部分に「災害時には混合状態で発生するが多い」というのも記載いただいているんですが、住民の方ですとか、仮置場の整理をしていただく方に、それがどういうふうに最終的にどのカテゴリーに分類されるのかってというのが分かるような示し方をしていただけるといいかなというように思いました。ちょっとわたしが資料をすべて見られていないところもあるので、もし既にそういう明確な処理の仕方が書いてあればいいんですけど。そこっていかがでしょうか。

（環境業務課）お答えさせていただきます。基本的に住民の方に片付けていただくものは今回改めて示しさせていただきました、新しい方の17ページの上の方に記載のある片付けごみ、こちらの方が主なものになるかと思えます。で、住民の方に片付けていただくごみは、基本的にはそれぞれ出来るだけ分類していただいて仮置場の方に持って来ていただくという形になろうかと思えます。で、一方でご指摘いただいている、例えば土砂とかそういったようなものは、もう混ざってしまったようなものは解体廃棄物の方に近いのかなと。そういった場合につきましては、解体する際に発生するあるいは重機等で大規模に片付けなければいけないとかそういったようなことになりますので、そちらにつきましては改めて整理をさせていただいて、記載できることは記載していく、そんな形を取りたいと思います。以上です。

（委員）はい、ありがとうございます。わたし自身が実際の災害現場でこういったものが家の中から排出される、こういった状態で家の中から排出されるっていうのが分かっている訳ではないのですが、結構その家屋に土砂が大量に付いてしまっている場合ですとか、もしくはかぶっている場合、中に入っている場合、ちょっと住人としてはこれを普通に生活ごみとして出していいんだらうかと思うような場合もあるのかなというところも思いま

すので、程度によるのかも知れないですけど、何かしらの判断の目安があると分かりやすいのかなと思いました。またそれこそ紙類ですとかも、水に完全に浸水してしまってぐしゃぐしゃになってしまった状態とかも出てくるのかなと想定されますので、そういったところをある程度の基準を持って判断できるようにしていただけると助かるなと思いました。（部会長）よろしいですか。

（環境業務課）はい。例えば土砂災害で、土砂が家屋や木とかそういったものが既に混ざってしまって人力ではどうしようもないものについては、先程の公費解体ですとかそういった範ちゅうになろうかと思います。一方で水害によるもので、分けられない訳ではない状態のもの、例えば水に浸かっているだけで雑然としてしまっている状況のもの、そういったものは是非分類していただいてお持ちいただくと、そんな整理になろうかと思います。そういった形で今回の計画の中でも整理はされているというふうに認識しています。以上です。

（委員）はい、ありがとうございます。

（部会長）ありがとうございます。

（委員）関連してよろしいですか。

（部会長）お願いします。

（委員）水害、土砂災害の時の、土と混ざりあうということで、やっぱり水が必要だと思うんですね。この委員会は処理計画ということなので、どこまでが範ちゅうかということですけど、そういう水の確保ですとか、あと68ページに「災害と関係ない生活ごみ等を持ち込まない」ということなんですが、いわゆる生活ごみについての対応というのが通常よりも大変になると思うんですけど、その辺はどのような計画になっているんでしょうか。

（部会長）お願いします。今お調べいただいているので。

わたしも実はそこが気になっていて、生活ごみは当然災害があっても、出てくるものですから、これを分別して、それを生活ごみとして通常のところに置いて、通常のパッカー車が来て集める、そういう状態ではたぶんないような気がしているので、そこを分別することの意味ってあるのかなと実はちょっと思っていたところだったんですけど。何かその辺り、ご質問はたぶんその辺の主旨だと思うんですが。

（委員）はい、その通りです。

（環境業務課）はい、やはり今回の計画の中でも、災害廃棄物の片付けごみと生活ごみはちょっと分けさせていただこうかと思っております。というのは、やはり生活ごみを出される場所というのは、通常生活されていく上で出される生ごみとかそういったものは常時出してしまう訳です。で、そのようなものを出す置場はいつも使っているごみステーションになる訳ですが、そちらのスペースもかなり限られてくるといったことで、中には生活ごみとして片付けごみで出せるようなものもあるかも知れませんが、基本的には被災によって発生してしまった大きいものとかそういったようなものは仮置場の方に持ち込んでいただいて、日々生活で出てくる、日常的に常に出てくるようなごみは生活

ごみとしてごみステーションの方にお出しいただく、それで通常ルートで集める。仮置場に出されたものは、またそれは別に収集していく手段を整えておく、そんな考え方になるかと思います。以上です。

（委員）よろしいですか。

（部会長）はいお願いします。

（委員）基本的な考え方はたぶんそのようになると思うんですけど、質問の主旨としては、そういう通常の業務に支障がないような施策といいますか、計画をとってますということの確認なんです。十分そういうことができるような計画にしています、ということを確認したかっただけなんです。

（環境業務課）申し訳ありません。この計画ではやはり通常に出る生活ごみもしっかり片付けられるような収集体制を確保しつつ、片付けごみ、その他の解体ごみ、そういったものも片付けられるような体制をとっていくと、そんなような主旨で計画の方を立てていく予定であります。以上です。

（委員）それが理想だと思うので、生活ごみを持ち込まないということでしたら、今おっしゃったような文言を付け加えていただければよろしいんじゃないでしょうか。十分、生活ごみの収集が出来るように配慮するようにしてあるので、そちらにしてくださいとか。

（環境業務課）分かりました。そのような観点で文言の方は練り直していきたいと思います。

（委員）あともう一つ、先程最初に言いました、土砂が混ざり合った場合の水の確保っていうのは、ちょっとこれは自治体だけでは無理かもしれませんけど。そのためどこまで分別するのか、先程の意見もそれだと思うんですね。

（部会長）生活ごみはたぶん集める場所があることが大前提にももちろんあって、その仕組み自体は、片付けごみを集める一角がそういう場所になっていて、生活ごみを集められない人はそういうところに集めて持っていくとかっていう、なんかプラクティカルにそういうことをやらなくていいのかなと個人的には思ったので、今までのところはどういうふうに対応なさっているのか、能登やあるいは熊本とかですね。ちょっとそのところが、どのくらいで復旧できるのかっていうことも分からないので、その最中は生ごみにまみれて生活するっていうのもなかなかしんどいだろうと思いますから、その辺は実際の危機管理も含めてご勘案いただく方が、それをどういうふうに記載するかも含めてですね。で、あと水の話もお願いします。

（危機管理課）危機管理課長です。水の確保につきましては、当然水道局等が。例えば水害の場合はたぶんインフラ的には水道はあまり被害を受けないので、わたしは5年前の長野市の方にボランティアで行かせていただいた折に、ご自宅の水道からホースを繋いでいただいて水で洗っていらっしゃるというような光景は目にしましたので。そういう面では風水害の場合は水に関するインフラは残っているのかなというふうに思います。地震につきましては、能登の事例もありますように、断水というようなことで水の確保が難しくな

る訳ですけれども、そういったところは全国からの給水体制とかそういった中で、インフラの復旧を進める中で確保していくということに地震災害対策としてはなっておりますので、そういったところをこの部分でも触れていくということも検討してもいいかなというふうに思います。

（委員）はい、大体理解できましたけども、地震時に土砂災害が起こるという複合災害的なこともあるので、まあ少し実際のやり方については臨機応変にやられても良いと思います。

（部会長）はい、分かりました。ご検討いただいて、お伝えをお願いしたいと思います。

はい、お願いします。

（委員）今のところなんですけども、この対象とする廃棄物の一覧表の一番上のところかな、可燃物・可燃系混合物って燃えるごみは全部一緒にしちゃっているような書きぶりなんですけども、災害特有の問題もあるでしょうけど、やはり災害廃棄物といえども、一般廃棄物の課題というものは通じるものがある。ですから、今一般廃棄物の方では燃えるものでも、例えば今プラを分けたり、紙資源を出してもらったりとかいろんなことをしている訳なんですけども、もちろん災害時なので被災者の方の心情的にも早く片づけたいってこともあると思うんですけど、やはり分別をしていくというところはどこかに書いてお願いしていくっていうのは基本かなと思いますし、それが最終的には焼却処理するものを減らせたりとかそっちにも通じてくるところだと思いますので、やはり少なくとも一般ごみではプラが分けられるものなら分けて欲しいなと思いますし、そういったことも含めて、やっぱり分別ですとかリサイクルできるものが拾えるんじゃないかなとか、そういった視点でもう少しこの対象とする廃棄物のところは見て欲しいなと思います。以上です。

（環境業務課）今ご指摘いただいたのは、生活ごみの方の分別ということでよろしいでしょうか。それとも片付けごみでしょうか。

（委員）両方に通じるものがあるんじゃないかということなんですね。ですから、災害ごみだといってまとめて全部投げちゃうんじゃないかと、一次のところで分けられるものがあるんじゃないか、そうするとプラは結構出てくるんじゃないかと思うんですね。災害ごみの中に。それを全部可燃にしちゃうのはどうなのかなと思ったものですから。

（環境業務課）ありがとうございます。主にプラということで、まず片付けごみの方なんですけど、たとえば水害ですとかそういったところで、プラ単体で資源化できる状態が出てくるかっていうのが、ちょっと今なかなか難しいところなのかなというふうに感じています。当然分けていただけるものは分けていただくという形でお願いしたいところですが、片付けごみの方は、検討はさせていただきますけれども若干難しいのかなという印象です。生活ごみの方ですけれども、やはり生活していく上では、例えばお弁当とかそういったものを取られる機会が増えてくると、その中でプラのごみが出てくる量が更に多くなる可能性もありますので、分けていただくというところはお願いをしたいなというふうには考え

ておりますが、その辺は先程の収集体制の方にちょっと通じてくる部分があるかと思えます。まずは衛生的な観点から生ごみをしっかり集めるというところからスタートしていくのかなと思いますので、その辺りを勘案しながらしっかり分別していただく、そんなような記載ができるかどうか検討させていただければと思います。以上です。

（部会長）はい、ありがとうございます。分別の分類ってどこに書いてありましたか。17ページ、分別する時はこれが対象の区分けですよ。これそのものが分別になりますか。

（環境業務課）片付けの方は基本的にはそうなります。

（部会長）例えば木くずとか畳・布団とかっていうところがあって、それぞれのところに置くことになると。

（環境業務課）そういう形になります。

（部会長）そういうことだそうなので、プラと木くずは現時点では一緒ということになるんですね。

（委員）一個、関連でよろしいでしょうか。

（部会長）はいお願いします。

（委員）今たまたま、生活ごみが出て来たのでお聞きしたいんですけど、今災害廃棄物についてですね、一番心配していたのが避難所を開設した時です。震度6以上の地震が起きた時は避難所を開設するんですけど、うちの町会に置きましては約2000人の方が住んでいて、今までの阪神・淡路大震災のデータとかを見ますと2割くらいの方が避難所に避難すると、ということは約400人。400人の方で1日トイレを使うのが1人5回ぐらいじゃないかという計算で、そうすると1日2000個の汚物が出るんですけど、それを生活ごみとするか、それとも災害ごみにしていただけるのか。生ごみですもんね。ちょっとこの辺がこの17ページの表にはその辺が載っていないものですから。量的には非常に多いものですから。その辺がどんな感じになるのかちょっとお聞きしたい。

（部会長）し尿・汚泥になるんですかね。はい、いかがでしょうか。

（環境業務課）現行のですね、計画の90ページの方に記載をさせていただいております。そちらに、90ページ以降に生活ごみ・避難所ごみの処理について記載をさせていただいておりまして、92ページの方に優先的に回収する生活ごみ・避難所ごみというふうに記載をさせていただいておりますが、もしトイレが使えない状態でお使いになる携帯トイレ、そういったようなものはやはり衛生面に関わってくることになりますので、基本的には可燃ごみとして、避難所に避難されている方も、避難所に避難されていない方の携帯トイレも優先的に可燃ごみとして集める、そういうような計画をしております。また仮設トイレ等が使える場合につきましても、し尿の方は汲み取りができるように、現行ページでいうと88ページですけども。（3）し尿の収集運搬処理ということで、収集できるような体制をとっていくと、このような計画の記載となっております。

（部会長）たぶん、どこかに明記があるといいと。

（委員）そうですね。

(部会長) 携行トイレはたぶん今文書検索すると新たなもので携行トイレは記載が無いので、たぶんそれをこの可燃ごみ、今おっしゃっていただいたので、そういうところに入れるか。携帯トイレか。

(委員) はい。そうすると例えばですね、仮置場は今登録してないんですけど。避難所はすべて仮置場に登録できるでしょ？

(環境業務課) すみません、ご質問の主旨ですが、避難所の場所を避難所としても使うし、仮置場としても使うのかと。

(委員) そう、仮置場としても使いたい。

(環境業務課) 片付けごみの仮置場？

(委員) いや、じゃなくて今の。

(環境業務課) 避難所の、はい。そうですね、避難所として開設されたところのごみは、生活ごみと併せて避難所のごみも回収して回れるような体制を取っていくと、そのような計画であります。

(委員) ありがとうございます。

(部会長) はいありがとうございます。2番目に関してはこれでよろしいでしょうか。

そうしたら3番目ということで、土砂災害等も入れていただいたという構成で、38ページ、新たなところですけども、こういった構成にさせていただいたということで。これは前回の要望に基づいてということでございますが、ここについてはいかがでしょうか。この部分については特に問題ないでしょうかね。ありがとうございます。

次に4番目ですけども、今度新たに62ページということで、「初動対応の手引きをふまえ、受付日時を追記」いただいたということです。受付開始日時ということですけども、これ自体は特に問題ないでしょうかね。よろしいですか。

では次、これも風水害についての記載を入れていただいたということで、これも同じ62ページということでございますが、これも特に問題ないでしょうか。62ページ「ア」のところですね。(5)のA。これも文章としては特に問題なしで良かったでしょうか。はい、ありがとうございます。

次、6番目ということで、表記の見直しということでございますが、応援職員等々についての記載が67ページのところに加えていただいております。(4)のAのところですね、それから。特にこの辺については問題ないでしょうかね。ありがとうございます。

では次7番目、これも67ページの表2.2.19ということで、この中身を少し更新いただいたということですけども、細かく分けていただいたということですか。これについてはいかがでしょう。設置、処理、作業員、管理、人員ということで詳細にご説明をいただいているということなんですが。何かお気づきになった点、よろしいでしょうか。はい、お願いします。

(委員) 仮置場の設置の時なんですけれども、仮置場といえどもある指定した場所なので、例えばハザードマップを見た時に、そこが土砂災害の警戒エリアであったりとか、浸水し

やすい場所であったりとかそういうこともあるかと思うので、その辺の判断みたいなものはどこかに記載してあるのでしょうか。ここはあんまり適さないなとか。結局仮置場に物を置いてその後そこに災害が起きたら何をしたら分からない感じになってしまうので。仮置場を開設する判断みたいな。

（部会長）これ一応大元の部分でしょうけれども、いかがでしょうか。どこかに記載があってそれをジャッジしてくれればいいんじゃないですかね。

（環境・地域エネルギー課）まず65ページ表2.2.17の「面積・地形等物理条件」の3ポツ目に「二次災害の恐れがないこと」を記載してあります。また67ページ、表2.2.18「仮置場設置時の留意事項」、ここにも一番下のポツですかね、「水害等による～」といった表記はございます。

（部会長）一応ここでスクリーニングの際にクリアしていることが前提と。ハザードマップもこの3ポツ目のところに入るといえば入りますよね。明記はされていないにしても、二次災害の恐れがないこと、と。項目がクリアだとももちろん分かりやすいことは分かりやすいですよ。今までの記載はそうですよね。だから、ハザードマップなどを参考に二次災害の恐れがないこと、とかなんかそういうのがあると分かりやすいですね。

（環境・地域エネルギー課）はい、仮置場については今回の災害廃棄物処理計画の中で、1次仮置場を再評価する形になります。水害の場合は、水が引けばですね、使える可能性もあるので、一概に1000年に1回の水害になったからと言って1次仮置場に使用なくなるという訳ではないと思います。なので、そこの再評価をしたうえで、この計画の中に記載するかどうかは別として、使えるかどうかを判断しますので、その辺のところは網羅されていると考えています。

（部会長）ただし、水害って結構近い日にちで起こる可能性もあるので、一時的に水が引いてもまた同じように水がかぶって流されちゃうとかっていう可能性もありますから。そういう意味では、そこも含めてということですよ。そこはしっかりと。

（環境・地域エネルギー課）はい。

（委員）たぶんね、マップだけ見てしまうと設置する場所がなくなっちゃうんですよ。そういう問題が起きてくると思うんですけど。だから、やはり何か対策を講じてということだと思うんですよ。ここに書いてある遮水シートみたいなものを書いてありますけど、どの場所だったらどういう対策をあらかじめして仮置場にするのかと、その辺ははっきりさせておいた方がいいのかなと思います。

（部会長）その辺はよろしくお願いします。はい、お願いします。

（委員）ここでいう仮置場っていうのは、住民が直接持ち込みできる場所ですか。それとも一旦行政の方で運んでくれる仮置場のことですか？

（環境・地域エネルギー課）この仮置場は両方になります。市民仮置場と1次仮置場と。1次仮置場は市が市民仮置場に出されたものを1次仮置場に持って行く。市民が持って行く方は市民仮置場になります。その両方のことを指しています。

(委員) これ現状ですと、地区・町会に対してもあんまり市民が持ち込む仮置場ってないですね。ほとんどゼロ地区が多いですね。そうすると直接1次の方に持って行きたくなるんですけど、それはダメなんですか。

(環境・地域エネルギー課) 基本的に市民仮置場なんですけど、1次仮置場に直接お持ちになる場合もあります。要は市民仮置場を作ることができない町会さんがいっぱいあるので、その場合は少し距離は離れているかも知れませんが、1次仮置場の方へ持って行っていただくということも想定はしております。

(部会長) それは結構大きな問題ではありますよね。

(委員) そうですね、なかなかないもんですから土地が。

(部会長) この間それが駐車場を使えないかとかいういろんな議論がありましたけど。その辺りはかなり現実的な問題だとは思いますが。はい、ありがとうございます。

(委員) すいません、よろしいですか。

(部会長) はい、お願いします。

(委員) 今の仮置場のことでわたしも一つ気になったのはですね、いわゆる市民仮置場と1次仮置場の処理の速度といいますか、仮置場をどのくらいそこに置いたままにするかっていうことが、二次災害とかの関連であると思うんですが、処理能力というか、そういうことは何か考えてあるんでしょうか。場所とか量にもよりますけどね。

(部会長) 現時点でどこまで考えているか。

(環境業務課) 仮置場のどれくらいのスピードでということなのですが、やはりごみの問題につきましては、どれくらいの量が発生するか、そこにどれくらいのストックができるか、輸送能力がどれくらいあるか、そういった広域なことが絡み合ってくるかと思います。現在の計画の中ではちょっとそこまで書ききれていないところが実情ですが、そういったことで、基本的には市民仮置場はたぶん面積が小さい、なのでそこをどう滞留させないかっていうことが重要になってくるかと思います。そのような理念的なことはこの計画の方に記載をしていこうかなと、そんなようなことを考えております。で、1次仮置場がもしいっぱいになって来たら、その次にある2次仮置場、そちらの方にどんどん運んで行くと、そういったようなことになるかと思いますけれども、その辺りもちょっと記載していこうかなと考えております。以上です。

(委員) はい、ありがとうございます。量にもよりますけども、処理能力が今いくらあるかとかいうようなことは把握していた方が良くと思いますので、ご検討の方よろしく願います。

(部会長) はい、ありがとうございます。

(委員) よろしいでしょうか。

(部会長) はい、お願いします。

(委員) 現実的に今仮置場を確保できたことの協議ですよね。現実、これ去年の資料ですが、松本市は町会数が487あるんですが、その中で市民仮置場の候補地としては258、

そして現実的に確保できている一次仮置場は62だけなんですよね。うちの鎌田地区の方としても17町会で2か所しか出来てないんですね。こういうところに市民の家庭で発生したごみを持ってくる場所としてはそれでいいかも知れないけど、1000年に1度となると相当の奈良井川あたり、わたしは奈良井川沿いのところで、鎌田地区にあるんですが、現実的に奈良井川も相当、ニセアカシアとかそういうのがありますよね。ああいうのがどっと流れ込んできた場合には、とてもじゃないがその処理は難しくなってくるんですが、松本市としてどの程度そういうものも確保できる場所を想定しているか、考えてるか、その辺りをちょっと聞いてみたいんですが。

（部会長）お願いします。

（環境業務課）現在発生してくる災害廃棄物の推計量、今おっしゃっていただいたようなごみも、この計画の中には入っておりまして、それを1次仮置場として置けるかという必要面積がどれくらいかというのはこの計画の中には一応記載はあります。それを、今おっしゃっていただいたようなごみが市民仮置場の方に出していただくかという違いまして、基本的には1次仮置場なり、2次仮置場の方に持って行くというのが基本かと思います。その考え方については入っているということをご理解いただきたいと思います。補足ですけども、今ご懸念されている市民仮置場の方は、基本的にはご自宅の中から出てくる片付けごみ、そういったようなものを出していただくっていう場所を想定しておりまして、そういった場所を事前に確保しておかないと、やはり住民の方たちが急にごみを片付けなければいけない、全然任意の場所じゃないところに出されてしまって困ったことになる、そういったことを防ぐために市民仮置場というものも設置していただこうと、そんな考え方でおりますので、その辺の選定作業はこれからまた随時進めます。

（委員）それでいいと思うんですが、各家庭のところは13年前の松本地震の時も各町会で確保するってことで、わたしも飛び回って確保したんですが、衛生部長をやっていたのでね。そんな時にたまたまタイミング良くて、これから住宅を建てるという人の敷地が空いていたため、そこを仮置場にさせていただいて対応したということがありますが、そういう場所はないんですよね。ただわたしは考えているのは、県の情報センターの敷地内とか結構空いていますので、そういうようなところに、まあうちの方の町会の第一避難場所にはなっているんですが、そういう場所も災害の時には持って行って置場にしてもいいとかね、そういうことも一つ考えていただければと思うんです。

（環境・地域エネルギー課）現時点では、今1次仮置場として選定しているところにつきましては、発生する災害廃棄物の量に対して足りない状況でございます。今回この1000年に1回の水害が発生した場合の推計量も出て来ますので、そうすると現行の計画よりも更に多くの災害廃棄物が計算上出てくる可能性があります。なので、今後については、市有施設も含め、また県、国の施設等におきましても、そういった災害が発生した場合には、こちらからお声がけさせていただいて、そこを1次仮置場なり市民仮置場にさせていただきたいという旨を伝えてですね、そういう対応していきたいと。市民仮置場についま

しては、発災をしてみないと分からない部分もあると思うのですよね。今実際に市街地にも民有地の空き地あったりとかあるじゃないですか、ああいうところは町会では選定はしていないんですけれど、本当に発災した時にはそういう空き地に置かせてくださいってことで町会の方からお願いしてもらったり、市の方がそれに通ずる人をお願いをすることで対応するしかないかなというふう思っています。先程もお話ししましたが、町会につきましては、選定されていないところ、まだ報告されていない町会がありますので、そちらについては随時こちらの方から選定を促していくという形で、ご理解いただきたいなというふうに思っております。以上です。

（部会長）はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。今の1次仮置場が発災してから拡大していく可能性はもちろんあるんですけれども、たぶんその情報がどういうふうにして伝達するかということを考えた時に、発災前に知っておいた方が本来はいいんだろーとは思っているんですよね。そういうことを考えると来年の3月までに場所が決まるとは思えないので、今後増えていくんだろーとは思いますが、なんらかのやっぱりインフォメーションの公開っていうのがあった方がいいような気がするんですが、その辺りはどういうふうにお考えなのか。はい、お願いします。

（環境・地域エネルギー課）1次仮置場の関係になりますけども、全国的に見ても公開をされているところは少ない状況と聞いております。具体的に言いますと、中四国地方におきましては、市町村が仮置場候補地を選定している自治体に限りませんが、公開をしているところがあるか調査をしております。その調査結果でございますが、4割くらいの自治体で仮置場候補地を公開していると言うような結果がございますけれども、松本市としては、1次仮置場の場所は今公開しておりません、数と面積だけの公開としています。どうしても事前に公開していると、長野の水害の時もあったんですが、片付けごみを勝手に置かれてしまうということが発生しております。勝手仮置場ということなんですけれども。これを発生させないためにもその場所についてはやはり公表は控えたいなという部分が強くありまして。発災をしてから町会と協議をさせていただいて1次仮置場の設置という流れが、一番いい方法ではないかというふうに考えております。以上です。

（部会長）その勝手仮置場っていうのは、発災前に勝手にごみを持って行って置いてっちゃう人がいるっていうことですか？

（環境・地域エネルギー課）発災後ですね。

（部会長）発災後は別に仮置場だし構わないですよ。

（環境・地域エネルギー課）分別されていない状況であり、1次仮置場の養生というかです、置くための準備をしないとイケないですよ、鉄板を敷いたりとか。そういったものができない内に、あそこは1次仮置場だからということでどんどん市民が持って行ってしまっているんですよ。そうするともうまとまりが、整理がまったくできない状況になってしまって、汚染物質というか汚れとかが公園に入ってしまった、土を入れ替えて何億円も掛かったとかそういったこともあるものですから、公開の方は今のところはちょっと控えた

いなという考えであります。以上です。

(部会長) その辺はちゃんと、その主旨も含めてちゃんと明確にされた方がいいんじゃないでしょうかね。発災してからその情報が届かない方がおられる可能性があったりするので、そういう意味ではやはり公開しない理由も含めてちゃんと明確になさっておかれればいいんだろうと思います。明確じゃないと、なんで半分は公開して半分は公開しないんだろうという話になるものですから。たぶんそれは明確にされていいんじゃないかなという気がします。

(環境・地域エネルギー課) 分かりました。

(部会長) はい、ありがとうございます。

では今の7番のところですけどよろしいですか。

それじゃあ次は8番ということですが、さっきの生活ごみ、便乗ごみとかという話ですが、この辺りはいかがでしょうか、記載は。便乗ごみね、なるほど。これ便乗ごみって一般的に言うんですか？はい、分かりました。いかがでしょうか。よろしいですか。

(委員) 仕分けができないと思う。一緒に出されちゃう。

(部会長) そうですよ。周知するということですか。特に内容には問題ないでしょうかね。

そうしたら9番、これはさきほどのあれですね、仮置場の候補地ということで71ページに62カ所、373, 586平方メートルという数字の記載ということで。これも現状では特に問題ないでしょうか。

あとはじゃあ10番ということですが、「分別」を見出しから削除ということですが。選別後のみの記載であるので分別を削除したということですが。よろしいでしょうか。

次は11番、これは文言で、柱角材に修正ということですが。これもよろしいでしょうか。

じゃあ12番ということで、75ページに畳、タイヤを追加したということがあります。これは特に問題ないですね。技術的な話ですけど。ありがとうございます。

じゃ次は13番ということで、85ページのところの中身を大幅に、倒壊家屋等の撤去で、赤字の部分がほとんどになっているんでしょうか。そういうことですが、いかがでしょうか。かなり修正をしていただいておりますが。特に内容についてはよろしいでしょうか。もし何かあるようでしたら、またご意見をお寄せいただければと思います。

じゃあ14番、今度は86ページですかね。ここのところに「作業に係る安全対策」というところで、感染症対策等々、あるいは悪臭・害虫等に関する記載を加えていただいているということです。出典も記載いただいておりますね。はい、よろしいでしょうか。

じゃ最後15番ということで、88ページ、89ページのところですけども、リチウムイオン電池を加えたり、それから追記のところで、リチウムじゃなくてリチウムイオン電池になったということと、保管に関する注意事項を記載いただいたということです。これは特に問題ないでしょうか。はい、ありがとうございます。

じゃあ別紙1についてはこの通りでございます。次は別紙2の内容ということですからけれども。

（委員）すいません、よろしいですか。

（部会長）はい、よろしくお願いします

（委員）先程ちょっと議論はあって重複するんですが、仮置場の今確保しているところが、何カ所、何㎡と書いてあったんですけど、要は確保すべきものが確保されているのかということを書いた方がいいような気もするんですけど、どうでしょうか。何割程度とか。

（部会長）お願いします。

（環境・地域エネルギー課）はい、すみません。そうですね、現在でも、今の現行計画でも足りていない状況ですくらいの内容の文言は入れておいても。今後また1次仮置場の選定も、もしくは今後、県や公の施設等を選定みたいなの、そんなような内容を追記したほうがよろしいでしょうか。

（委員）そう思います。そのことを一回議論していただくということがすごく大事じゃないかと思います。

（環境・地域エネルギー課）かしこまりました。

（部会長）具体的には最大で発生するであろう必要な仮置場と、この現行の仮置場での、何パーセントぐらい満たしているってことになるんですか。どこから明確に計算できますかね。

（委員）数値が出なくても、大体確保されているのか、まだまだなのか。

（部会長）どのくらいなのかまずはちょっと教えていただけますか。今何パーセントくらいになってます？

（環境・地域エネルギー課）現行の計画の中では、松本市全体で、糸魚川・静岡構造線全体が動いた場合なんですけども、455, 500㎡必要だということになっています。選定済みにつきましては、373, 000㎡でございまして、その中でまた仮置場として使えなくなる、要は仮設住宅とかですねそういったところが設置もあるものですから、そういったものを鑑みますと、だいぶ足りない状況ということがこれを見る限りでははっきりしております。ですので、やはりそういったものの内容を、記載するとともに、市民の方が知っていただかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういった文言を追加して記載したいと考えております。以上です。

（部会長）はい、ありがとうございます。お願いいたします。その他いかがでしょうか。よろしいですか。そうしたらじゃあ、現行計画からの変更点別紙1についてはこれでよろしいでしょうか。

前回、別紙2につきましては、専門部会でのご意見とその対応ということでの記載をいただいて対応いただいておりますが、これに関してはいかがでしょうか。ご意見をあげていただいたもの、ある程度は今のところで、修正点で満たしているのではないかと思います。実際にご質問いただいた委員の皆さんから何かあればお願いしたいと思いますが。

(委員) じゃあいいですか。

(部会長) はい、お願いします。

(委員) 仮置場に運ぶ関係で、今少子高齢化が進んでおりまして、なかなかひとり住まいが多いんですけど、それ以外にですね、うちの町会、先程も言いましたけど、1,800人から2,000人住んでいるんですけど、軽トラを持っている方が6台しかいないんです。現実には運び込めと言われても乗用車かライトバンクラスになるんですけど、そういう場合には行政の方へお願いして代わりにやってくれるってことはできないんでしょうか。能登なんか見ますと結構軽トラで運んでいますけど、みなさん持っていないものですから。

(環境業務課) 行政の方で人手も出せる、車も出せるっていう状態が本当は一番望ましいということだとは思いますが、やはり災害時になるとなかなかそこまでは行き届かないというのが現状だと思います。ですので、その辺りの部分はボランティアさんと連携をしながら運び出せるというような体制を作っておくのがいいのかなとそんなようなことを考えています。以上です。

(部会長) はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。別紙2につきましてはよろしいでしょうか。あとは全体を通して何かあればお願いしたいと思いますが、はい、お願いします。

(委員) 廃棄物の処理の方の話でちょっとお伺いしたいんですけど、処理にかなりページを割いて詳しく書いていただいているんですけども、その中で78、79ページのところ、表2.2.29のところには、焼却施設の、これは地震に対する影響です。表が書かれているんですけどもたぶんこれ一般論が書かれているのではないかと思います。実際松本の場合はメインになるのは、ラーラ松本の北側のクリーンセンターの焼却施設がメインになるんじゃないかと思うんですけども、それは分かっている訳ですから、そこに対する評価ですね、建物の耐震がどうなのかとか、その地盤、揺れやすさ、その辺がどうなのか。あと建物だけではなくて中の施設ですね。ボイラーがあったり、配管があったり、ダクトがあったり、電気系統があったり、そういったものっていうのも対策をすることは可能ですし、今どの程度対策ができているのか。その辺を踏まえれば、一般論の想定ではなくて、クリーンセンターだったらこのくらいまで大丈夫だよと、そういったことで稼働率が想定できるんじゃないかと思っていますので、その点をお聞きしたいのと、もう一つは、水害の方の話なんですけれども、1000年に1回のハザードマップに変わったところで、あの場所っていうのは結構危険な場所で、河岸浸食のエリアになっているということが一つあります。もう一つは浸水想定も0.5メートル～3メートルとなっているので、これに対してどう考えているのか、何か対策を、地盤とかね、何か対策をされているのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

(部会長) お願いします。

(環境業務課) あそこのクリーンセンターの耐震性能とかそういったものは、ちょっとすいません、具体的な数字を今申し上げられなくてすいませんけども、それを加味して、今

のクリーンセンターの処理可能量については現行計画の方も加味して作られております。そちらの方はどの程度を明らかにするか、ちょっと整理をいたしまして、今後の計画の方は検討したいと思います。

二点目の方の、浸食エリアの中に入っているというところですが、確か、すみません、ハザードマップ見させていただきますと現在の施設の方は浸食エリアの方には入っていないと認識しています。ただ浸水エリアはおっしゃったように最大3メートルのところに入っていますけども、現状としては、一番は電気系統だったりそういったものが浸水しないような形で、浸水より高い場所に電気系統は置いてある、またピットの方も水が入らないように2階から入れられるようになっている。そのような対策はとられています。また今後新しい焼却施設の建設の方も検討しておりますが、そういったところも加味して災害に強い処理施設にしていくといったことで、松塩地区広域施設組合の方と計画しておりますので、対策はそのように考えております。以上です。

（委員）分かりました。特に水害の方は大丈夫なんですよ、そういう意味では。ただ地震の方は建物が無事でも内部の施設っていうのは後付けでもいろんな対策が可能なので、やっぱり点検をしていただいて、補強できるところとかそういうところはやっていただけるともっと安心できるんじゃないかなと思いますし、そうすると稼働の想定も少し上げられたりとかね、そういうこともあると思いますのでよろしく願いしたいと思います。以上です。

（部会長）ありがとうございます。その他、この別紙1、2と関連せずに全体の枠で何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

それではまた第3回でお示しいただけるパンフレットですかね、この辺りは第3回専門部会で出てきますので、今回のそうしましたら計画の修正につきましては、これでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、この議論（1）については終わりでございます。

議題（2）次回の専門部会について（環境・地域エネルギー課）

（環境・地域エネルギー課）次回、第3回の専門部会につきましては、今のところ10月28日（月）から31日（木）、この間で調整をしているところでございます。大変申し訳ございませんが、日時が決まりましたら改めてご案内をいたします。また、本日のご意見を反映した計画改定案とですね、市民パンフレット及び仮置場の設置マニュアルですかね、こちらをご協議いただく事になりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

（部会長）はい、ありがとうございます。それではなにかご質問などございますでしょうか。

か。よろしいですか。

11月11日にある松本市の環境審議会に、第2回のもののご報告でしたっけ。第3回も含めてのご報告、分かりました。それで今日程調整をいただいているということですね。

はい、お願いいたします。

（委員）すいません、よろしいですか。

（部会長）はい、お願いします。

（委員）9月27日にいただいたメールでは、11月6日というのが第3回だったんですけど、これはなくなったんでしょうか。

（環境・地域エネルギー課）すいません、わたしの説明不足で申し訳ございませんでした。

11月6日に開催を予定しております。申し訳ございません、訂正いたします。

（委員）6日ですね、先程の10月の末じゃなくて。もう決まっているというかこれでよろしいんですね。はい、分かりました。

（環境・地域エネルギー課）申し訳ございませんでした。

（部会長）一応それを軸に最終調整ということだと思いますので。はい、ということでございます。委員の方から特に問題なければ、その方向でということをお願いしたいと思います。

それでは本日用意しました議事はこれにて終了いたしました。それでは、事務局にお返ししたいと思います。

（環境・地域エネルギー課）ありがとうございました。

本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございました。次回の専門部会もよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回松本市災害廃棄物処理計画改定専門部会を閉会いたします。お疲れ様でございました。ありがとうございました。